

特集

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 緊急経済対策について

盛新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急経済対策として、国や地方自治体から様々な支援策が打ち出されています。本特集ではその一部をお伝えいたします。

盛岡市の主な緊急経済対策（第2弾）

1 観光関連事業者への支援

盛岡市役所 交流推進部 観光課
TEL 019162617539

(1) 観光関連事業者への支援金の給付 （観光基盤維持支援金）

観光関連事業者に対して、経営基盤の安定化と感染防止対策の支援金として、「観光基盤維持支援金」を給付します。

観光関連事業者に対して、経営基盤の安定化と感染防止対策の支援金として、「観光基盤維持支援金」を給付します。

■対象

市内に本社を有する宿泊施設事業者、バス事業者、タクシー事業者（個人タクシーを含む）及びわんこそば提供事業者

■給付額

① 宿泊施設事業者

宿泊定員数により、
1施設あたり 30万円～100万円

② 観光バス事業者

貸切バス保有台数により、

1事業者あたり 20万円～50万円

③ タクシー事業者

車両保有台数により、

1事業者あたり 20万円～50万円

④ 個人タクシー事業者

1事業者あたり 5万円

⑤ わんこそば提供事業者

1事業者あたり 100万円

■時期（予定）

令和2年5月下旬

■問い合わせ先

(2) 市内宿泊施設利用者の宿泊料の割引補助 （「盛岡の宿応援割」）

県民が市内宿泊施設を利用した際の宿泊料の一部を「盛岡の宿応援割」として、宿泊施設事業者に対して、補助します。

■対象

1泊1人あたり、3千円

■時期（予定）

令和2年6月以降

■問い合わせ先

盛岡市役所 交流推進部 観光課
TEL 019162617539

2 飲食業等への支援

(1) プレミアム付き応援チケット事業への助成

盛岡商工会議所が行う、飲食・宿泊業を対象としたプレミアム付き応援チケット事業に助成します。

■事業スキーム

飲食店や宿泊事業者を対象に、盛岡商工会議所がプレミアム付き応援チケット（額面2,500円分を2,000円で販売）を作成し、事業の趣旨に賛同して参加を希望する事業者に

100枚配布し、事業者自らが販売します。
なお、プレミアム分50,000円(25%相当)をチケットとともに事前に事業者に現金で配布します。

■ 時期(予定)

- ・ 事業者の募集 令和2年6月から開始
- ・ 事業期間 令和2年6月から6か月間

■ 問い合わせ先

盛岡市役所 商工労働部 経済企画課

TEL 019162318298

※P5に同様の情報を掲載しております。

3 地場産業事業者への支援

(1) 地域経済好循環推進事業補助金

地場産業等を活かした新たな事業を行う複数の事業者等のグループに対して補助を行うことにより、地域経済の好循環に繋がる取組を支援します。なお、公募により選定し、補助を実施します。

※30グループ程度を想定。

■ 補助額及び補助率等

上限100万円(補助率10分の9)

■ 時期(予定)

- ・ 募集 令和2年6月から
- ・ 事業期間 令和2年6月から

■ 問い合わせ先

盛岡市役所 商工労働部 経済企画課

TEL 019162318298

(2) 盛岡市出身学生等への「もりおかエール便」の送付

都道府県をまたいだ移動自粛の影響により規制ができない盛岡市出身の学生等に、盛岡3大麺などの特産品を詰め合わせた「もりおかエール便」を送付します。

■ 対象

盛岡市出身であって、県外に居住する学生等(約1,500人)

■ 時期(予定)

令和2年6月から

■ 問い合わせ先

盛岡市役所 商工労働部 ものづくり推進課

TEL 019162617538

4 もりおか事業継続支援金の給付

(1) もりおか事業継続支援金の給付

セーフティネット保証4号、5号及び危機関連保証の融資並びに政府系金融機関の新型コロナウイルス感染症特別貸付等の融資を受けた事業者に対し、事業継続の応援資金として、「もりおか事業継続支援金」を給付します。

■ 給付額

法人20万円、個人10万円

■ 時期(予定)

令和2年6月から12月まで

■ 問い合わせ先

盛岡市役所 商工労働部 ものづくり推進課

TEL 019162617538

「TAKE ACTION 盛岡プロジェクト」 に関わる助成

盛岡商工会議所青年部が行う「TAKE ACTION 盛岡プロジェクト」でのテイクアウト事業およびデリバリー事業「デリタク」への広報普及活動やタクシー運行に関わる助成を行います。

TAKE ACTION
盛岡プロジェクト



売上が大きく減少している事業者に対して 家賃等の一部を補助します

盛岡市内に店舗・テナント等を賃借して事業を営んでいる事業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が大きく減少している事業者に対して、家賃等の一部を補助します。

対象者

盛岡市内に店舗・テナント等を有して事業を営んでいる事業者で、次に掲げる要件を満たす中小企業者であること。

- ・店舗・テナント等が補助の対象に指定された業種に該当すること。【業種要件】

※対象となる業種

● 情報サービス業（G中分類 39）	● インターネット付随サービス業（G中分類 40）
● 各種商品小売業（I中分類 56）	● 織物・衣服・身の回り品小売業（I中分類 57）
● 飲食料品小売業（I中分類 58）	
● 機械器具小売業（I中分類 59）	● その他の小売業（I中分類 60）
● 広告業（L中分類 73）	● 宿泊業（M中分類 75）
● 飲食店（M中分類 76）	● 持ち帰り・配達飲食サービス業（M中分類 77）
● 洗濯・理容・美容・浴場業（N中分類 78）	
● その他の生活関連サービス業（N中分類 79：旅行業、葬儀業、結婚式場業など）	
● 娯楽業（N中分類 80：映画館、スポーツ施設提供業、遊戯場など）	
● その他の教育、学習支援業（O中分類 82：教室、学習塾など）	
● その他の事業サービス業（R中分類 92：ビルメンテナンス、警備業など）	
● その他のサービス業（R中分類 95：集会場・と畜場）	

- ・令和2年4月～9月の間で売上が前年同月比50%以上減少している月を有すること。【売上減少要件】
- ・性風俗関連特殊営業を行っていないものであること。
- ・賃借する建物や土地が自ら（個人事業主本人や法人の代表者など）の所有ではないこと、又は自らと生計を一にする者（親族など）の所有となっていないこと。
- ・市税を滞納していないこと。
- ・今後も継続して、盛岡市内で事業活動を行う意思を有すること。
- ・宗教法人又は政治団体ではないこと。
- ・暴力団や暴力団員でないこと。また、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

補助金額

1か月分の補助対象経費 × $\frac{1}{2}$ × 最大3ヶ月分（※上限30万円）

※1か月分の補助対象経費 = (月額賃借料(税込) - 変動経費) の税抜額

【計算例】 月額賃借料：330,000円(税込)、変動経費：10,000円の場合

・補助対象経費の算定： $(330,000 - 10,000) \times \frac{10}{11} = 290,909$ 円（小数点以下切り捨て）

・補助金額： $290,909 \times \frac{1}{2} \approx 145,000$ 円（千円未満切り捨て）

1月あたりの補助金額は100,000円が上限 □3ヶ月分の申請により300,000円を支払(振込)

申請方法

コロナ感染症予防のため、申請書類(※)一式を【郵送】してください。

郵送先

〒020-8507 盛岡市清水町14-12 盛岡商工会議所 家賃補助係

申請期限

令和2年10月15日(木) 当日消印有効

※制度の詳細や申請に必要な書類については、会議所HPに掲載している

[【申請マニュアル】](#) をご覧ください。(会議所入口でも配布しています)

また、申請に必要な書類の一部は、会議所HPからダウンロードすることができます。

小規模事業者持続化給付金の 申請サポート会場が開設されました

電子申請が
難しい方向け

■場 所：農林会館 401 （〒020-0024 盛岡市菜園 1-3-6）

■時 間：9時～17時

◎ご利用は**事前予約**が必要です。予約の際は**会場コード「0301」**をお伝え下さい。

電話予約窓口 0570-077-866

◎下記の必要書類をご持参ください。

- ・確定申告書類
 - ・2020年分の対象とする月（対象月）の売上台帳等
 - ・通帳の写し
 - ・本人確認書の写し
 - ・申請補助シート
- ※申請補助シートは <https://www.jizokuka-kyufu.jp/> から印刷可能です

雇用調整助成金の電子申請・申請書類が 簡素化されました

小規模事業者の
申請がより簡素に

■電子申請サイト

<https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>

■申請書類の簡素化

小規模事業者は一部の計算・提出書類が簡素化され、申請しやすくなりました。

申請マニュアルは下記からダウンロードが可能です。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000631526.pdf>

盛岡市プレミアム付き応援チケット事業を 実施します（盛岡市内）

飲食店・
宿泊事業者向け

飲食店や宿泊事業者等を対象に、盛岡市の緊急経済対策補助金を活用し、盛岡商工会議所がプレミアム付き応援チケットを発行するもので、各店舗にて、直接、お客様に応援チケットを販売していただきます。

【1セット500円券5枚つづり(2,500円分)を2,000円で販売】

参加申込が完了した事業者（店舗）には、1店舗あたり 応援チケット100セットを配布するとともに、差額のプレミアム分（5万円）を現金振り込みいたします。

■問い合わせ先 盛岡商工会議所 地域振興部 TEL.624-5880
盛岡市担当課 商工労働部 経済企画課 TEL.613-8389

新型コロナウイルス感染症に伴う 助成金・給付金

感染症で影響を受ける事業者や個人の課題と、それぞれの解決支援制度や問い合わせ先を一覧形式にまとめました。



経済産業省 HP



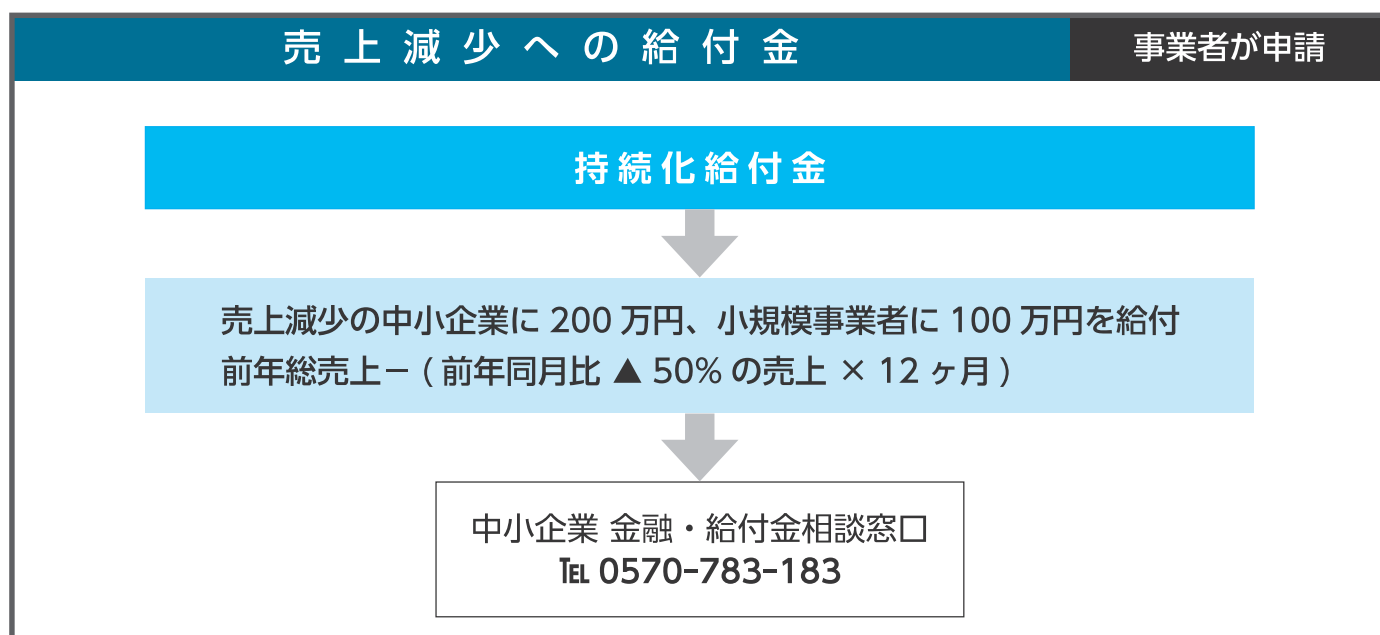
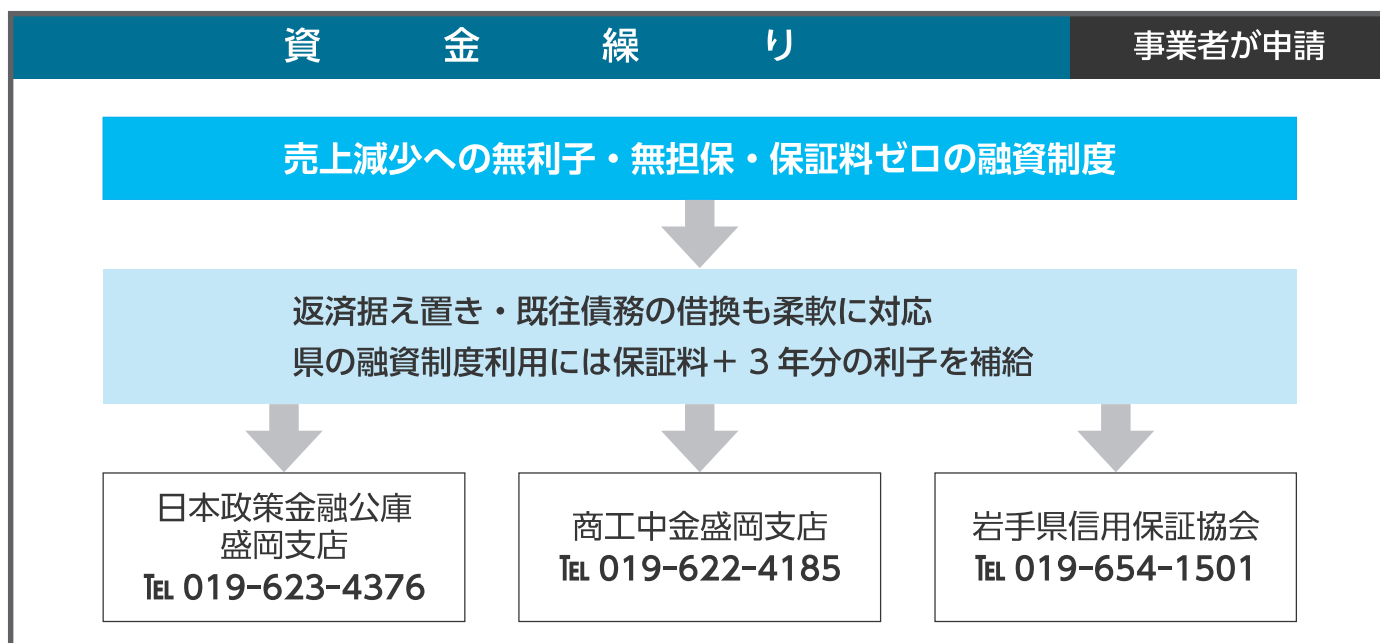
LINE 経済産業省
新型コロナ 事業者サポート



Twitter 中小企業庁

※本情報は随時更新されています。最新の情報は各窓口にてご確認下さい。

※一部の施策は各議決機関の承認を前提としているものがあります。



従業員等の休業補償・家賃補助

事業者・個人が申請

雇用調整助成金

従業員の休業に対し、
賃金の80～90%を国が補償
残り10%を盛岡市で負担

【各種助成金】 岩手労働局助成金相談コーナー
TEL 019-606-3285

【市助成分】 盛岡市商工観光部 経済企画課
TEL 019-613-8298

【労働者・フリーランス向け】 小学校休業等対応助成金

子どもの世話による
休暇（休業）取得に
賃金を助成

家賃補助

売上減少の事業者到家賃を補助
国：最大6ヶ月（25～50万/月）
市：最大3ヶ月（10万/月）

盛岡市商工観光部 経済企画課
TEL 019-613-8389
盛岡商工会議所 産業振興部
TEL 019-624-5880
（※国の申請窓口は現在調整中）

税・社会保険・公共料金

事業者・個人が申請

各種支払の猶予制度

一定の要件を満たせば、申請により最大1年間の猶予措置が可能

【所得税・消費税】
盛岡税務署
TEL 019-623-4376

【市税】
盛岡市財政部 納税課
TEL 019-613-8462

【社会保険】
盛岡年金事務所
TEL 019-623-6211

生活支援

個人が申請

無利子での貸付支援制度

50万円までの
無利子貸付

緊急小口支援

最大20万円まで、
1年据置・2年返済

住宅確保給付金

3ヶ月～9ヶ月までの
家賃を実費支給

盛岡市社会福祉協議会
TEL 019-651-1000